

JForest
南佐久中部森林組合

森林組合だより

No. 36
2020(令和2年)
11/30

フォレスト中部



一人は万人のために、万人は一人のために

第39回通常総代会開催

去る4月22日、南佐久中部森林組合大会議室において、総代総数200人中、本人出席16人、書面議決125人、委任状1人、計142人が出席し、定款第45条の規定で定める過半数に達し、総代会が成立しました。

本年度は、新型コロナウイルス感染症対策のため、本人及び来賓の皆様のお出席を縮小し、小海町長、北相木村長、南相木村長にご出席いただき、第39回総代会を開催致しました。

井出副組合長より、総代会出席者及び来賓に謝意を述べ総代会を開催する旨の宣言を行い、黒澤組合長が挨拶を述べ、引続き議長に井出裕文氏を選任して議事に入りました。

上程された第1号議案から第8号議案まで原案どおり可決されました。



第39回総代会の内容は次の通りです

- 第1号議案 令和元年度事業報告書、貸借対照表、損益計算書及び剰余金処分案について別紙のとおり監事の意見書を添えて提出しますので承認してください。
- 第2号議案 令和2年度事業計画について別紙のとおり提出しますので決定してください。
- 第3号議案 令和2年度賦課金の額及び納期並びに徴収方法の決定について
賦課金は、面積割1ha当り200円（端数はha単位に切上げ）組合員割1人200円と決定し、納期は令和2年12月10日とし、徴収の方法は、口座振替及び現金徴収と決定してください。
- 第4号議案 役員報酬の決定について
役員報酬は、6,500千円以内と決定し、理事6,000千円、監事500千円、役員毎の額については、理事会及び監事会に一任してください。
- 第5号議案 一組合員に対する貸付金の最高限度額の決定について
一組合員に対する貸付金の最高限度額を3,000千円と決定してください。
(制度資金をのぞく。)
- 第6号議案 借入金の最高限度額決定について
本年度内における借入金の最高限度額を3億円と決定してください。
- 第7号議案 余裕金の預け入れ先決定について
余裕金の預け入れ先を、農林中央金庫本店、(株)八十二銀行小海支店、長野八ヶ岳農業協同組合小海支所、同北相木支所、同南相木支所及び(株)ゆうちょ銀行、長野県信用組合野沢支店と決定してください。
- 第8号議案 定款の一部変更について
別紙のとおり提出しますので決定してください。
- 付帯決議 本日の決議事項中、権利義務に関係のない軽微な事項の修正及び違算、誤字並びに行政府の指示により必要な字句の修正をなすことを理事会に一任してください。

決算報告

【組合員数】

資格区分	前期末	当期加入	当期脱退				当期末
			資格喪失	死亡又は解散	除名	合計	
正組合員	1,289	2	6	—	—	6	1,285
准組合員	—	—	—	—	—	—	—
合計	1,289	2	6	—	—	6	1,285

【出資口数】

資格区分	前期末	当期増加	当期減少	当期末
正組合員	37,776	150	412	37,514
准組合員	—	—	—	—
合計	37,776	150	412	37,514



令和2年8月7日 バックホウ0.28m³導入



令和2年8月7日 バックホウ0.5m³導入

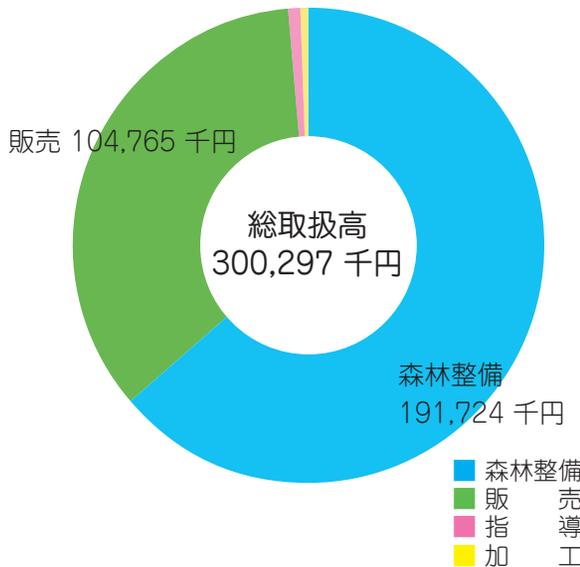


令和2年11月12日 フォワーダU5導入

令和元年度事業報告

本年度も、組合員有林の事業地を主体に取り組みで参りましたが、国有林や県有林事業も実施するなど広く森林整備を行って参りました。その結果木材生産量は19,359m³に達し、昨年度の実績より4,000m³生産量を伸ばすことができ、取扱い金額、事業収益ともに昨年度を上回ることができました。これも組合員の皆様を始め、管内3町村及び関係機関のご理解とご協力によるものと心より感謝申し上げます。

指導 2,515 千円 加工 1,293 千円



	令和元年度事業報告
森林整備	191,724 千円
販売	104,765 千円
指導	2,515 千円
加工	1,293 千円
合計	300,297 千円

【貸借対照表】

令和2年2月29日現在 単位：円

科 目	内 訳	小 計	合 計	科 目	内 訳	小 計	合 計
【資産の部】				【負債の部】			
流動資産				流動負債			
1. 現預金		124,695		1. 受託販売預り金		24,299,261	
2. 預売金		110,458,548		2. 買掛金		306,008	
3. 売掛金	2,144,688			3. 未払金	306,008	306,008	
4. 貸倒引当金	103,400			(1) 事業未払金	920,293		
5. たな卸資産	14,800	2,233,288		(2) 一般未払金	73,996,556		
6. 立替金	52,792,137	52,445,537		(3) 未払消費税等	0	74,916,849	
7. 貸倒引当金	131,029			4. 未払法人税等		2,763,300	
8. 仮払資産	301,606			5. 預り金		7,753,207	
9. 仮払費用	115,465			6. 仮受金		1,353,831	
10. リサイクル預託金	267,170			流動負債合計			111,392,456
11. 前払費用	32,490	847,760		固定負債			
12. リサイクル預託金	6,729,479			1. 退職給付引当金		32,016,914	
13. 前払費用	16,877,965	23,451,844		2. 役員退職慰労引当金		1,073,746	
14. リサイクル預託金	155,600	6,237,878		固定負債合計			33,090,660
流動資産合計	168,680	168,680	195,968,230	負債合計			144,483,116
固定資産				純資産の部			
有形固定資産				組合員資本			
1. 建物	28,611,654			1. 出資金		37,514,000	
2. 構築物	10,660,904	17,950,750		2. 利益剰余金			
3. 機械装置	1,779,000	1,452,350		法定準備金	49,771,000		
4. 車両運搬具	326,650	25,386,016		その他利益剰余金			
5. 工具備品	180,815,282	10,234,461		任意積立金			
6. 減価償却累計額	155,429,266	1,144,939		損失補てん積立金	17,965,240		
7. 減価償却累計額	63,708,763			施設維持積立金	10,000,000		
8. 減価償却累計額	53,474,302			当期末処分剰余金			
9. 減価償却累計額	6,393,500			当期剰余金	5,466,844		
10. 減価償却累計額	5,248,561			前期繰越剰余金	3,436,274	86,639,358	
11. 所有林	418,753	5,610,640		資本準備金		435,646	
12. 分収林	5,191,887	1,250,000	63,029,156	組合員資本合計			124,589,004
13. 借地権勘定				純資産合計			124,589,004
有形固定資産合計			63,029,156				
無形固定資産							
1. システム	1,450,000						
2. システム	1,450,000	0					
3. システム	436,000						
4. システム	225,266	210,734	210,734				
無形固定資産合計			210,734				
外部出資							
1. 系統出資	3,876,000	8,066,000					
2. 系統出資	4,190,000	1,798,000	9,864,000				
外部出資合計			9,864,000				
固定資産合計			73,103,890				
資産合計			269,072,120	負債・純資産合計			269,072,120

損益計算書

平成31年3月1日から令和2年2月29日まで

科 目	小計	合計	事業区分			
			計	指導	販売	加工
I 事業総損益						
(1) 事業総収益	300,297,562	300,297,562	2,514,879	104,765,372	1,293,608	191,723,703
(2) 事業総費用	162,985,411	162,985,411	2,916,309	54,646,809	480,205	104,942,088
事業総利益	137,312,151	137,312,151	-401,430	50,118,563	813,403	86,781,615
II 事業損益						
(1) 人件費	84,798,346	84,798,346	2,628,749	25,015,512	339,193	56,814,892
(2) 旅費交通費	659,647	659,647	20,449	194,596	2,639	441,963
(3) 事務費	3,749,655	3,749,655	116,239	1,106,148	14,999	2,512,269
(4) 業務費	2,365,975	2,365,975	73,345	697,963	9,464	1,585,203
(5) 諸税負担金	3,212,471	3,212,471	99,587	947,679	12,850	2,152,355
(6) 施設費	39,635,863	39,635,863	1,228,712	11,692,580	158,543	26,556,028
(7) 雑費	553,388	553,388	17,155	163,249	2,214	370,770
事業管理費計	134,975,345	134,975,345	4,184,236	39,817,727	539,902	90,433,480
事業利益	2,336,806	2,336,806	-4,585,666	10,300,836	273,501	-3,651,865
III 経常損益						
(1) 事業外収益	4,776,322	4,776,322				
(2) 事業外費用	91,000	91,000				
事業外損益	4,685,322	4,685,322				
経常利益	7,022,128	7,022,128				
IV 特別損益						
(1) 特別損益	43,074,999	43,074,999				
(2) 特別損失	41,866,983	41,866,983				
特別損益	1,208,016	1,208,016				
特別損失	8,230,144	8,230,144				
税引前当期利益	2,763,300	2,763,300				
法人税住民税及び事業税額	5,466,844	5,466,844				
当期剰余金	3,436,274	3,436,274				
前期繰越剰余金	8,903,118	8,903,118				
当期末処分剰余金						

令和元年度剰余金処分子案

摘 要	内 訳	小計	合計
I 当期末処分剰余金		円	円
			8,903,118
II 剰余金処分額			
1 法定準備金	当期剰余金の5分の1以上	2,000,000	
2 特別積立金		1,000,000	
3 出資配当金	出資金の6%	2,250,840	
III 次期繰越剰余金			3,652,278

脚注 1. 任意積立金の積立目的、積立目標額は次のとおりである。
 種類 損失補てん積立金
 目的 不慮の損失に備えて積み立てるため
 現在積立額 17,965,240 円
 種類 施設維持積立金
 目的 施設維持に要する費用に充当するため
 現在積立額 10,000,000 円
 積立目標額 30,000,000 円
 2. 出資配当金の配当率は6%である。
 3. 次期繰越剰余金中教育情報資金は、1,000,000円である。

日刊木材新聞の記事から

独自の分収造林を導入

林家負担ゼロで再造林

南佐久中部森林組合

南佐久中部森林組合（長野県南佐久郡、黒澤和夫代表理事組合長）は、カラ松の主伐・再造林を推進するため独自の分収造林制度を導入した。林家の負担ゼロで再造林率100%に近づけるための手段、国有林で同制度が行われているが、森林組合単独の取り組みは全国初と見られている。

同組合は、素材生産量1万9350立方尺（2019年度実績）を上げるなど県内カラ松林業をけん引している。昨年度は組合でフルトレーラーを導入したほか、職員3人を養成して運転も担当し、再造林を推進するた



め、組合独自の森林施策委託制度を導入している。これは国や町村の補助金を活用し、林家が1割負担（1戸当たり約21万円）するだけで再造林できる。下草刈りや除伐など一番大事な期間を組合が責任を持って引き受け、10年生の山にして林家に引き渡す制度。ただ、この制度導入後も「再造林には一銭も出さなくても」という林家もいて、再造林率は60%程度にとどまっています。これを100%

に近づけるために今回の分収造林制度を導入した。分収造林は林家の負担ゼロで再造林を進める制度。既に2件の林家と契約が成立している。1つは森林面積0・21haで70年後の収益配分は組合7割、林家3割。2つ目は同3・24haで同配分は組合8割、林家2割。配分割合は山の状況などからその都度判断して決めることにしている。負担なしで再造林できることは、地域の環境保全にも貢献できるため林家の同意も得やすいという。黒澤組合長は「今我々が仕事ができるのは先人が木を植えて育ててくれたから。ここでそれを止めたら、次



代の人々に何をやっていったのかと問われてしまう。この地域には畑と山しかなく、人口は流出している。山に木があれば、林業をやるという若者も現れるだろうし、地域を守るうえで責任を持つて木を植えなくてはならない」と話している。

2020年7月11日付

フルトレーラーを導入

カラ松の主伐・再造林を促進

南佐久中部森林組合

南佐久中部森林組合（長野県南佐久郡、黒澤和夫代表理事組合長）は2月22日、トラックドライバ不足を解消するためフルトレーラーを導入した。運転も職員が担当する。運送コストの削減を図り、森林所有者への還元を増やすことでカラ松の主伐・再造林を促進する。

同組合管内は良質なカラ松の産地で、合板需要などのおお盛な引き合いが続いている。素材生産量は着実に増えていくものの、トラックドライバ不足で需要側への配送が滞っていた。この解消を図るため、1年半前からトレーラー導入を検討

は10トンのヒアブ車が3台稼働しており、車両は3台目となる。森林組合のヒアブ車は比較的多いが、フルトレーラーの導入は県内初。2台は職員3人（うち1人がけん引免許取得）が担当する。導入に当たっては間伐等森林整備促進対策事業を活用



組合が導入したフルトレーラー

フルトレーラーは、トラックターが山土場、中間土場まで入れるほか、ヤードに待機させたトレーラーに直接積み込むことができ、最後は山土場から運んだ丸太をヤードでいったん降ろし、それをまたトレーラーに積み込む作業が必要だった。今回導入した

だ丸太を積みだまま、トレーラーと連結してそのまま配送できるようになり、作業効率が格段に向上する。素材生産量は17年度1万4633立方尺、18年度1万5274立方尺、19年度は1万8000立方尺弱を達成

する見込みで着実に増加している。19年度で見ると、約半分の900立方尺が合板工場向け、残り半分が製紙用チップ、土木用材、製材工場向けなどとなっている。同組合は、植林後10年間の一番大事な期間を組合が引き受ける独自の施設委託制度を導入して主伐・再造林を

推進している。国と町村の補助金で9割、林家は1割を負担するだけで10年生の山にして、いま仕事ができるのは先人が木を植えてくれたから。後世に引き継ぐためにはカラ松の面積を増やすことが重要だ。カラ松の山を持っていて良かったと喜んでもらえるようにしていきたい」と話している。

2020年3月7日付





森林組合法改正

～森林組合の経営基盤強化に向けて～

令和2年5月28日に「森林組合法の一部を改正する法律」が成立しました。今回の改正は、森林・林業政策が大きな転換期にある中、森林組合が地域の林業経営の重要な担い手として、その能力を発揮できるように制度の見直しを行ったものです。

◎改正の背景

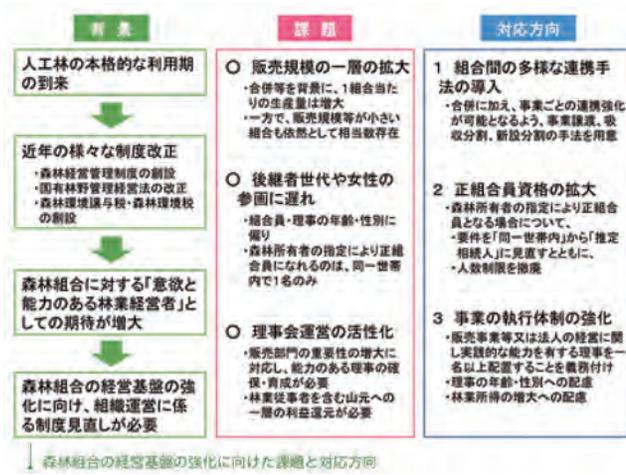
現在、我が国の森林については、戦後造成された人工林の多くが本格的な利用期を迎えています。この豊富な森林資源を、「伐って、使って、植える」という形で循環利用していくことが重要になります。

このような中、平成31年4月には森林経営管理制度の運用が開始されました。この制度は、森林所有者自ら経営管理できない森林について、市町村が仲介役となって森林所有者と林業経営者をつなぎ、林業の成長産業化と森林の適切な管理の両立を図る新たな仕組みです。

この仕組みの中で、地域の林業経営の重要な担い手である森林組合は、森林経営管理制度の担い手である「意欲と能力のある林業経営者」として、森林の経営管理の集積・集約、木材の販売等の強化、さらにこれらを通じて山元への一層の利益還元を進めていくことが期待されています。このため、森林組合の経営基盤の強化を図ることができるよう、組合間の多様な連携手法の導入、正組合員資格の拡大、事業の執行体制の強化などを内容とする森林組合法の一部改正が行われることとなったものです。

◎改正の概要

(一) 組合間の多様な連携手法の導入
森林組合の経営基盤の更なる強化に向けて、現場の創意工夫をこれまでに以上に活かすことができるよう、事業ごとの連携強化が可能となるような枠組みを用意することとし、①事業譲渡、②吸収分割、③新設分割の手法を取り入れることとなります。



今回の改正により、森林組合は、合併に限らずそれぞれの状況に応じた連携手法の選択が可能になり、組合間の連携が促進されることで、経営基盤の強化が図られることが期待されます。

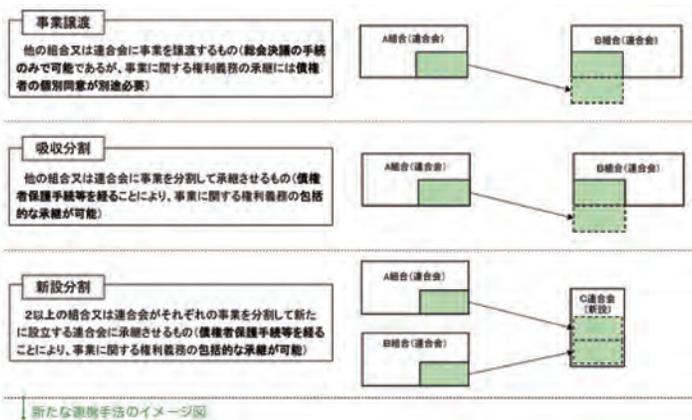
①事業譲渡

事業譲渡は、森林組合等が他の森林組合等に事業の全部又は一部の譲

渡を行うものであり、事業の受け手側の組合が規模拡大によって事業を効率的に実施し、事業の出し手側の組合が強みとする事業に専念することを目指す場合などに用いられる連携手法です。

②吸収分割

吸収分割は、事業譲渡と同様に、事業の受け手側の組合が規模拡大によって事業を効率的に実施し、事業の出し手側の組合が強みとする事業に専念することを目指す場合などに用いられる連携手法です。



③新設分割

2以上の森林組合等が、それぞれ事業に係る権利義務を分割し、新たに設立する連合会に、その事

業に係る権利義務を包括的に承継することを可能とする手法です。

(二) 正組合員資格の拡大

正組合員資格について、「同一の世帯に属する者」を「推定相続人」に改めるとともに、指定を受けることができる人数の制限を廃止することとなりました。

今回の改正により、若年層や女性の参画が進み、多様な意見が取り入れられることで、組合の活性化につながる事が期待されます。

(三) 事業の執行体制の強化

①販売事業等に関する実践的な能力を有する理事の配置

森林組合のマーケティング強化を促進するため、販売事業等に関する実践的な能力を有する理事一人以上の配置を義務付けることとなりました。

人工林資源が充実する中で、森林組合の販売事業の取扱高は近年増加しており、その部門別割合も高まっています。このため、組合員等の収入に直結する木材の価値を高め、山元への一層の利益還元を行うっていくことができるようにするために、販売事業を強化することが特に重要です。

大規模製材工場等の新たな需要の開拓や木材の有利販売の実現など、販売事業の強化に当たっては、組合の経営を担う理事会に販売事業に精通した者が必要であることから、今回このような規定が



法律上に明文化されることとなったものです。

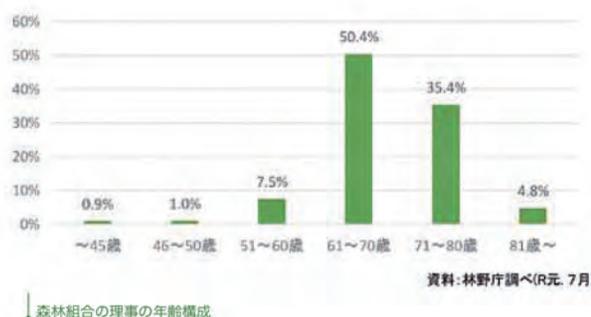
②理事の年齢及び性別に著しい偏りが生じないことへの配慮

若年層や女性の参画を促進するため、理事の年齢や性別に著しい偏りが生じないことへの配慮規定を新たに設けることとなりました。

③事業運営に当たっての配慮

事業の目的を定めた森林組合法第4条において、「営利を目的としてその事業を行ってはならない」とする規定を削除し、利益を追求することが禁止されていないことを法律上明らかにするとともに、森林組合による組合員への利益の還元や組合の事業に従事する者の処遇改善を促すため、「森林の有する公益的機能の維持増進を図りつつ、林業所得の増大に最大限の配慮」をしなければならぬ旨の規

定を追加することとなりました。これは、森林組合が、森林経営管理制度の創設等を受けて、「意欲と能力のある林業経営者」として、山元への一層の利益還元を進めていくとともに、森林組合法が目的とする森林の持続培養及び森林生産力の増進を図るに当たっても、その役割を果たすことが期待されていることを踏まえ、措置されたものです。



今回の改正において導入する組合間の多様な連携手法など、どのような手法により経営基盤の強化を図るかという点については、それぞれの連合会、森林組合において自ら検討し、更なる経営の発展を実現されることを期待しています。

きのこ植菌教室開催

5月8日 北相木小学校

例年、地元の子供たちと行っている植菌教室は、今年も北相木小学校のみでの開催となりました。

順調に生育すると、来秋にはきのこが出始めるので、楽しみにしてください。



林業体験学習

10月15日、北相木村木次原地区の現場において、北相木小学校4・5年生を対象に林業体験学習を実施しました。

この様な体験学習を通して少しでも林業や自然に対して興味を持ってもらえたらと思います。



伐倒手順説明中



チェーンソー体験中



伐倒実演中



3年間の「緑の雇用」 フォレストワーカー集合研修を終えて

吉田 平

研修も3年目になると研修生同士で仲良くなり、会うのが楽しみになりました。そしてそれぞれ1年ごとにスキルアップしていて会った時に話をするのが待ちどおしかったです。今回の研修で残念だったのが新型コロナウイルスの影響で宿泊棟が使用できなかったことです。毎年、その日の研修が終わった後に仲間たちとその日の研修の事、それぞれの事業体でどんな仕事をしているかなどの情報交換をすることも自分にはとても刺激になりました。

1年目の研修に参加した時は林業の事は何もわからずに研修で習うことのすべてが新鮮ですごいなと思いました。日々の仕事の中でいろいろな事を経験して、現場ではなかなか聞けないことも研修ではじっくり自分が納得するまで聞くことができ、自分の自信になりました。

2年目の研修では車両系の資格を取ることができましたが、どれも普段乗ることがない特殊な機械なのでちゃんと運転できるか不安でしたが、仲間の運転している所を見たりコツを教えあったりしてお互いに上達できました。

3年目の研修では2年目の車両系の資格を現場で使用することを想定した研修だったので、とても有意義なものになりました。その他にも重機のメンテナンスや点検の方法など、どれもすぐに現場で役に立つものばかりでした。

3年間の研修では仲間のやり方を見たり、話をしたりすることで林業に対しての視野が広がりました。

これからは後輩を指導しつつ、自分でもさらに技術を磨いていきたいと思います。



吉田 平 伐倒

「緑の雇用」事業とは？

林業未経験者に研修や講習を通じて、林業に必要な技術や知識を身につけてもらい、その能力を向上させるための支援制度です。



組合の

― 人事 ―



〈職員採用〉



鈴木創悟

年齢 33歳
出身地 宮城県仙台市
趣味 釣り



3月に技能職員として入組し、5月から事務職員になりました。これまで、食品メーカーの営業、小売店の商品管理の仕事をしていた為、林業は一からの勉強となりますが、少しでも早く知識を付け、



鈴木創悟 測量

皆様のお役に立てるよう努力して参ります。ご指導の程、宜しくお願い致します。

〈技能職員採用〉



小池光一

年齢 44歳
出身地 佐久穂町
趣味 ゴルフ



私は10月より南佐久中部森林組合に入組しました。前職は、土木関係を18年やっています。林業と土木の違いを感じながら毎日やりがいのある仕事を楽しくんでいます。自分よりも若



小池光一 作業道開設

い人達が多いですが、仕事では先輩なのでアドバイスをもらい少しでも早く成長していきたいと思ます。危険が伴う仕事ですので仲間も自分もケガをしないように班長や先輩方の指導の下で頑張っていきたいと思致します。宜しくお願ひします。

★技能職員募集中★

森林組合では、新しい仲間を募集しています。体を動かすことが好きな方、森林整備に興味のある方、是非、一緒に働いてみませんか。詳細につきましては、下記、連絡先にお問い合わせください。

TEL : 0267-92-2070

令和三年度春季山行 苗木・種駒の注文について

例年、各地区指導員さんに苗木・種駒の注文のとりまとめをお願いしておりますが、直接の注文も承りますので、左記までご連絡下さい。

☎0267-92-2070

賦課金の口座振替を お願い致します

賦課金の納入について、事務省力化のため口座振替にご協力をお願い致します。

八十二銀行各支店、J A長野八ヶ岳農業協同組合各支所（小海支所・南相木支所・北相木支所）に口座をお持ちの方で、口座振替を希望される方は口座振替の用紙をお送りしますので、森林組合事務所にご連絡ください。

口座振替が行えない組合員さんは、送付してある郵便局専用の振込用紙をお使いいただき、最寄の郵便局にて賦課金のお支払をお願い致します。

編集後記

組合だより第三十六号をお届けいたします。皆様からのご感想・ご意見等も掲載したいと思致しますので、投稿をお待ちしております。森林組合に対するご意見、ご不明な点等ございましたら、左記までお気軽にお問い合わせください。

南佐久中部森林組合
☎0267-92-2070